

災害発生時の体制を確認



梅雨や台風季節の前に、県・市・消防・警察などの関係機関が市内の災害危険箇所視察を行いました。

この日は萱瀬地区才又と鈴田地区小川内の急傾斜地崩壊危険箇所を視察。また昨年水不足となった萱瀬ダムも視察しました。

関係者たちは、災害発生の際のある危険箇所を認識するとともに、相互の連携強化を確認しました。

5/29

災害危険箇所視察

市政のできごと

6/2

新幹線を活かしたまちづくり懇話会を設置

新幹線を活かしたまちづくりをめざして



九州新幹線西九州ルート（長崎ルート）の建設着工を踏まえ、「大村市の新幹線を活かしたまちづくり懇話会」が設置されました。

この懇話会には有職者や団体代表、公募した市民ら35人で構成され、新幹線を活かしたまちづくりの方向性や新大村駅周辺整備のあり方などを協議し、その結果を10月に市長に提言することとしています。市では提言を基に、今年度中に新幹線を活用した大村のまちづくりに関する基本方針を策定する予定です。

みんなの健康

～日本の予防接種～



ありやま小児科  
【院長】  
有山 昭典先生

日本の予防接種がすぐ遅れているという事はあまり知られていないようです。他の国で普通に接種しているワクチンでも日本で接種されていないものが結構あります。ですから最低でも日本で接種できるワクチンは受けておきましょう。まず始めにBCGです。3～6か月までの赤ちゃんに接種していますが、時々受けていない赤ちゃんがいますので注意しましょう。接種の目的は結核菌によつておこる髄膜炎の予防です。髄膜炎は、助かっても高い率で後遺症が残ります。

次はポリオと三種混合です。ポリオは小児マヒをひきおこします。戦後大きな流行がありましたが、予防接種の普及で激減しました。三種混合のうち百日咳は、最近大人がかかて乳幼児にうつす場合が多いことがわかってきました。要注意です。破傷風菌は土の中に普通にいる細菌です。すりむいた傷などから菌が入り込んで発症する可能性があります。

1才の誕生日を迎えたら麻しん風しんの二種混合を接種しましょう。麻しんは昨年から関東地方を中心に流行しています。特効薬はなく、今でも毎年20～30人の子どもさんが亡くなっています。3年前から日本でも1才代と小学校入学前の1年間の2回接種できるようになりました。また今年から5年間、中学1年生と高校3

年生にも接種するようになりました。また風しんウイルスは、先天性風疹症候群といつてお母さんの胎内で胎児に心臓や眼の障害をひきおこします。ぜひ二種混合を受けてください。

水痘(みずぼうそう)・流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)は定期の予防接種ではありませんが、特に流行性耳下腺炎は高率に難聴や顔面神経マヒの原因となることが判明しました。またまれに水痘で亡くなる子どももいるため積極的に受けたほうがいいと思います。

日本脳炎は時期接種が中止になり混乱しましたが、九州地方のリスクは高いと思われるので接種は必要と思います。ただし本来なら今年度から新型のワクチンが使える予定だったのが延期となったため従来使用していたワクチンの供給が足りず、医療機関によつては準備できないところもできています。まずはかかりつけ医に相談してみてください。

最後にインフルエンザです。昨年10～12月にかけて接種したワクチンはかなり高い効果があったようで、今年の3月までに大きな流行はありませんでした。ただしワクチンの効果は年によりかなりのばらつきがあります。もともとのインフルエンザの予防接種の目的は、肺炎やインフルエンザ脳症になりにくくするためです。接種してもかかってしまうことはありますが、特に乳幼児や高齢者は重くならないよう接種しましょう。

予防接種は掛け捨ての生命保険と考えるとください。かかりつけ医と相談し接種スケジュールを作り、早めの接種を心がけましょう。

# 長寿医療制度(後期高齢者医療制度)のお知らせ

## 7月中に保険料額をお知らせします

平成19年分の所得を基に7月に平成20年度の保険料額を決定し、後期高齢者医療制度に加入しているすべての人にお知らせします。

## 保険料の納め方

【特別徴収】年金から天引きされます。  
 【普通徴収】年金額が年額18万円未満の人や介護保険料と後期高齢者医療保険料の合算額が年金受給額の2分の1を超える人は、口座振替や納付書により納めていただきます。

## 限度額適用・標準負担額減額認定は申請が必要です

世帯全員が住民税非課税の人は、申請により「限度額適用・標準負担額減額認定証」を交付します。この認定証を医療機関に提示すると入院時の支払いが限度額までとなり、食事代も減額されますので、該当する人は、国保けんこう課で申請をしてください。

また、有効期限が平成20年7月31日となっている認定証をお持ちの人で、その後も引き続き認定を希望される人は、更新の手続きが必要です。

## 自己負担割合の再判定を行います

平成19年分の所得に基づき、医療機関窓口での自己負担割合の再判定を行います。負担割合が変更(3割から1割または1割から3割)になった人には、7月中に新しい被保険者証を送付します。なお、負担割合の変更は、8月1日から適用されます。

※自己負担割合が「3割」の人で、収入額(必要経費や控除を差し引く前の額)が基準収入額(世帯の判定対象となる人の収入総額未満の場合)には、申請により負担割合が「1割」に変更になります。

### 基準収入額

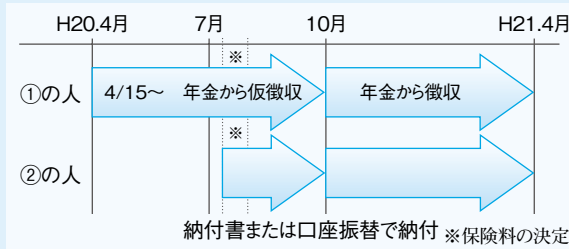
後期高齢者医療被保険者の収入合計が、1人の場合「383万円」、2人以上の場合「520万円」

## 対象となる人の保険料の納め方は、次の3パターンになります。

### 1 国民健康保険、国保組合(建設国保組合・医師国保組合など)に加入していた人

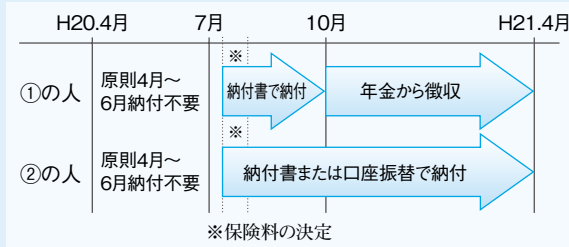
※一部75歳未満の障がい認定の人などは 2 に該当します。

- ①年金からの徴収[特別徴収]  
平成20年度の保険料決定額から仮徴収した保険料を差し引いた額を平成20年10月以降支給される年金から徴収します。
- ②自分で納める人[普通徴収]  
納付書または口座振替で納めていただきます。



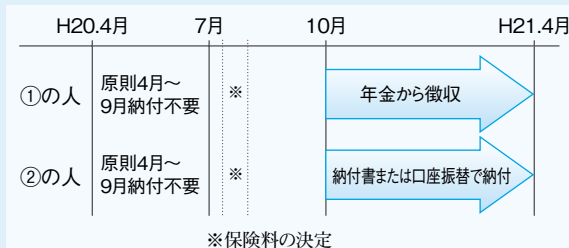
### 2 平成20年1月下旬以降に国民健康保険に加入した75歳以上の人および会社の健康保険、共済組合、船員保険などに加入していた本人であった人

- ①年金からの徴収[特別徴収]  
平成20年10月以降支給される年金から徴収しますが、7月から9月までは、納付書などで納めていただきます。
- ②自分で納める人[普通徴収]  
納付書または口座振替で納めていただきます。



### 3 会社の健康保険、共済組合、船員保険などに加入していた人の被扶養者であった人

- ①年金からの徴収[特別徴収]  
平成20年10月以降支給される年金から徴収します。
- ②自分で納める人[普通徴収]  
納付書または口座振替で納めていただきます。



※被保険者となった月から2年間は、保険料は均等割額のみで、さらに5割減額されます。また、平成20年度に限り特別措置があり、9月までは納付の必要がなく、10月から来年3月までは9割減額されます。

問い合わせ

国保けんこう課(内線111)  
 長崎県後期高齢者医療広域連合  
 ☎095(816)36360